

令和5年8月7日(月)

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、東日本緑化工業株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：鶴田 慎二郎

課長補佐：百目木 どうめき 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
東日本緑化工業株式会社	福島県双葉郡大熊町大字熊字熊町3

## 2 指名停止措置期間

令和5年8月7日から

令和5年12月6日まで(4ヶ月)

## 3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

## 4 事実概要

東日本緑化工業(株)の元代表取締役は、代表取締役だった令和4年6月1日、福島県発注の複数の公共工事の入札をめぐり、福島県職員から入手した設計金額を他社に教えて一部を落札させ、入札の公正を害したとして、令和5年6月6日、公契約関係競売入札妨害の疑いで福島県警に逮捕された。

## 5 指名停止措置理由

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第10号に該当する。

## 参考

## ○「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売入札妨害又は談合) 10. 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に 関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容 疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され たとき	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内